

各位

会社名	株式会社 博報堂DYホールディングス
代表者名	代表取締役社長 水島 正幸 (コード番号 2433 東証第一部)
問合せ先	IRグループマネージャー 吉野 敦 (TEL 03-6441-9033)

**(変更) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「ソールドアウト株式会社株券等(証券コード6553)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ**

株式会社博報堂DYホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)は、2022年2月9日、ソールドアウト株式会社(株式会社東京証券取引所市場第一部、証券コード:6553、以下「対象者」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2022年2月10日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者が、公正取引委員会から2022年2月22日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び2022年2月22日付「禁止期間の短縮の通知書」を2022年2月25日に受領したこと、並びに公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2022年2月25日に終了したことに伴い、2022年2月10日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、2022年2月9日付「ソールドアウト株式会社株券等(証券コード6553)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2022年2月9日付の(訂正)「ソールドアウト株式会社株券等(証券コード6553)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ)により訂正された事項を含みます。)を変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、本変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。  
変更箇所には下線を付しております。

## 2. 買付け等の概要

### (9) その他買付け等の条件及び方法

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買

付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(変更後)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上